

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

健康保険法等の改正

全世代対応型の社会保障制度を構築するため、後期高齢者医療の窓口負担割合を一定所得以上の場合に1割から2割へ上げる等を盛り込んだ改正が今国会で成立。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

6/ 7(月) 赤口
8(火) 先勝
9(水) 友引 国会で党首討論
10(木) 大安 旧暦5月1日、時の記念日、源泉所得税の納付期限
11(金) 赤口 入梅、先進7カ国首脳会議(イギリス)
12(土) 先勝
13(日) 友引

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/31(月)	28,860 ▼289	109.71 △0.17
6/ 1(火)	28,814 ▼46	109.48 △0.23
2(水)	28,946 △132	109.77 ▼0.29
3(木)	29,058 △112	109.83 ▼0.06
4(金)	28,942 ▼116	110.18 ▼0.35

住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から住宅の新築、取得又は増改築等に充てる資金の贈与を受けた場合、受贈者ごとに限度額まで贈与税が非課税となる制度が設けられています。

◆令和3年度税制改正による拡充

本制度の非課税限度額は、適用を受ける住宅の新築等に係る契約の締結日や住宅の種類に応じた金額となります。令和3年度税制改正において、本年4月～12月までの間に住宅の新築等に係る契約を締結した場合の非課税限度額は、本年3月までと同額に据え置かれ、省エネ等住宅1500万円・一般住宅1千万円(消費税率10%適用の場合)です。

また、床面積要件は、贈与を受けた年分の受贈者の合計所得金額が1千万円以下である場合に限り、40㎡以上に下限が引下げられました。これにより、新築等をした住宅の登記簿上の床面積が40㎡以上240㎡以下で、かつ、床面積の1/2以上が居住の用に供されるものであることが要件となります。

◆適用を受ける場合の注意点等

◎受贈者の要件……20歳以上であり、贈与を受けた年分の合計所得金額が2千万円以下(住宅の床面積が50㎡未満の場合は1千万円以下)である方です。

◎居住期限……贈与を受けた年の翌年12月までに居住していない場合は原則、適用を受けられません。

◎申告手続き……贈与を受けた金額が非課税限度額以下の場合でも、贈与税の申告期限内に申告書等を提出する必要があります。

◎住宅ローン控除を適用する場合……本制度の適用を受ける方が住宅ローン控除の適用を受ける場合は、住宅の取得価額等から本制度の適用を受けた額を差し引いて住宅ローン控除額を計算します。

■この記事の詳細は、情報BOX201521

「月次支援金」の申請は今日16日から開始

本年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措の影響を受けた事業者に対する月次支援金(法人は20万円/月、個人は10万円/月が上限)の申請が今日16日から始まります。

月次支援金は、①緊急事態措置等の実施地域で要請を受けて休業や時短営業をしている飲食店と直接・間接の取引がある、又は実施地域の外出自粛等による直接的な影響を受けて、②月の売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少した全国の中小法人・個人事業者等が対象となります。

申請期間は、4月・5月分が本年6月16日～8月15日、6月分は本年7月1日～8月31日までとなります。

6月は「外国人労働者問題啓発月間」

今月は、外国人労働者の雇用・労働条件に関するルールの周知等を行う「外国人労働者問題啓発月間」です(今年の標語は「ともに働き、ともに活躍～外国人雇用はルールを守って適正に～」)。

事業主には外国人労働者の雇用・離職の際、ハローワークに「外国人雇用状況の届出」を行うことが義務付けられています。また、外国人労働者を雇用する場合は、就労することが認められる在留資格であるか等を在留カードなどで確認し、不法就労にならないようにします。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

住宅取得等資金の贈与を受けた場合における贈与税の非課税措置

◆制度の概要

令和3年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（以下、新築等）の対価に充てるための住宅取得等資金を取得し、一定の要件を満たす場合は、非課税限度額まで贈与税が非課税となります。

◆令和3年度税制改正における拡充

・令和3年度税制改正において、令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合の非課税限度額は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額に据え置かれました（下表）。

・受贈者が贈与を受けた年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限が40㎡以上に引下げられました。

【受贈者ごとの非課税限度額（平成31年4月以降）】

契約の締結期間	消費税率10%が適用される場合	左記以外の場合
H31年4月～R2年3月	2,500万円（3,000万円※）	700万円（1,200万円※）
R2年4月～R3年12月	1,000万円（1,500万円※）	500万円（1,000万円※）

※カッコ内は省エネ等住宅の場合の非課税限度額。省エネ等住宅とは、断熱等性能等級4若しくは一次エネルギー消費量等級4以上である、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上若しくは免震建築物、又は高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上に適合する住宅用の家屋のこと。

◆適用を受けるための主なポイントや注意点等

◎受贈者等の要件

・受贈者は、贈与時に日本国籍及び国内に住所を有し、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上であること。

・贈与を受けた年分の受贈者の合計所得金額は2,000万円以下（住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円以下）であること。

・自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋を取得したものではないこと、又はこれらの方との請負契約等により新築若しくは増改築等をしたものではないこと。

・贈与を受けた年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を充てて新築等を行うこと※。

※「新築」には、屋根（その骨組みを含む）を有し、土地に定着した建造物として認められる状態にあるものが含まれ、「増改築等」には、増改築部分の屋根（その骨組みを含む）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる状態にあるものが含まれます。なお、「取得」の場合は、贈与の翌年3月15日までに引渡しを受けている必要があります。

・贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること※。

※贈与を受けた年の翌年12月31日までにその家屋に居住していない場合は、原則として本制度の適用を受けることはできません。

◎住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

・対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られ、「新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅用の家屋の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「取得又は増改築等」には、その住宅用の家屋の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

・新築等をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合は専有部分の床面積）が40㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。

◎申告の手続き

・贈与税の申告書の提出期間内（原則、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日）に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出した場合に限り、本制度の適用を受けることができます。

◎他の控除との併用

・本制度適用後の残額には、暦年課税にあつては基礎控除110万円を適用することができ、また、相続時精算課税にあつては特別控除2,500万円が適用できます。

・本制度の適用を受ける者が住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受ける場合において、「住宅借入金等の年末残高の合計額」が「住宅用の家屋の新築等の対価の額から本制度の適用を受けた金額を差し引いた額」を超える部分の金額は、住宅ローン控除の適用はありません。